

修理・点検ご希望者各位

ティアック修理センター

## 部品保有期間終了製品の修理・点検について

ティアック製品を長年ご愛用頂きまして誠に有難うございます。

当センターでは保有する補修用部品の範囲にて、出来る限りのサポートをさせて頂く所存でございますが、当該製品は生産終了後年数が経過した製品です。2007年11月21日公布の消費生活用製品安全法により、メーカーに課された経年劣化による危害発生の防止等を鑑み、お客様の安全を第一に修理・点検のご用命をお受けするにあたり、ご承諾頂きたい事項を申し上げます。

お手数ですが下記「修理・点検申込書」をご一読の上、ご記名・ご捺印をお願い致します。

■ご記入済みの申込書は、修理品に添付頂きますようお願い申し上げます。

(既に製品を発送されているお客様は 04-2901-1036 へ FAX をお願い申し上げます)

担当：

---

ティアック修理センター 行

受付番号： \_\_\_\_\_

## 部品保有期間終了製品の修理・点検申込書

### 【下記の項目を承諾し、修理依頼します。】

- 限られた部品での修理・点検となる為、機能面や安全性は保証されないこと。
- 現行製品とは異なり長期間経過した電子部品の劣化等、経年変化により正常な機能が損なわれ、新たな不具合が発生する可能性があること。
- 修理継続年限については保証がないこと。
- 修理が出来なかった場合またはお見積りキャンセルされた場合においても故障個所の特定や点検に要した診断料として **8,100 円 (税別)** の費用が発生すること。
- 部品が限られている為、突如の不具合についても対応は受けられないこと。

### ※ ご注意 ※

- ・ 輸送による振動等により製品内部が不具合を引き起こし再生動作不能になる事例も発生しております。
- ・ 通常修理よりも診断にお時間を頂く場合もございます。

年 月 日

モデル

製造番号

ご住所

ご芳名

(印)